当医院からのご案内

当院は、以下の施設基準等に適合しています。

■一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、患者さまへご説明の上、商品名ではなく
一般成分名 処方（有効分の名称で処方すること）を行う場合があります。
これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、
患者さまに必要な医薬品 が提供しやすくなります。

■明細書発行体制等加算

当クリニックは療担規則に則り明細書を無償で交付しています。
また、自己負担のある患者さまには診療報酬明細書、領収書を交付しています。
明細書の発行を希望しない患者さまは、会計の際にお申し出ください。

■特定疾患療養管理料

当院では、厚生労働大臣が定める特定の疾患（喘息、不整脈、心不全など）を主病とする患者さまに対し、治療計画に基づいた継続的な療養管理を行っています。
患者さまの病状やお薬の内容をふまえて、28 日以上の長期処方やリフィル処方箋の交付に対応することも可能です。

■生活習慣病管理料

脂質異常症、高血圧症、糖尿病のいずれかをお持ちで、療養指導にご同意いただける患者さまが対象となります。
近年増加傾向にある生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は令和 6 年 6 月 1 日に診療報酬を改訂しました。これに伴い、従来の「特定疾患管理料」が廃止され、患者さま一人ひとりの状態に合わせた療養計画に基づく、より専門的かつ総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行することとなりました。
患者さまごとに目標を設定し、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果などを記載した「療養計画書」を作成いたします。初回のみ、こちらの計画書へのご署名をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。
患者さまの状態に応じて、医師の判断により、リフィル処方箋の発行や 28 日以上の長期処方にも対応可能です。

■在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料（遠隔モニタリング加算）

当院では、必要に応じて情報通信機器を用いた診療を実施しています。
ご希望の際には、医師、スタッフ等にご相談ください。
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料は施設基準等に適合している旨、
厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

おのざきクリニック　管理者(院長)：小野﨑 彰